

あらかわEMS

【あらかわ 環境（E）マネジメント（M）システム（S）】

環境経営マニュアル

第2版

2024年12月 発行

改定履歴

版	制定（改定）年月	制定（改定）の概要
01	2015年12月	新規制定
02	2024年12月	荒川区環境都市推進本部廃止の反映

目次

1	目的	1
2	環境方針	1
3	推進体制	2
4	対象範囲	3
5	環境目標及び環境配慮の取組み	3
6	教育訓練の実施	3
7	取組み状況の点検	3
8	取組み状況の報告及び評価	4
9	環境コミュニケーションの実施	4
10	あらかわEMSの進行管理	4

1 目的

あらかわEMS（あらかわ環境マネジメントシステム）は、荒川区が区内の大規模事業所の一つとして、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷を軽減させる取組みを率先して行うため、適切に管理していくことを目的とする。

2 環境方針

荒川区は、環境方針を次のとおり定める。

【荒川区役所環境方針】

荒川区は、下町人情にあふれた、温かく優しいまちです。この、「ふるさと荒川区」を次の世代に誇りを持って引き継ぐためには、区民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協働して、地域環境・地球環境を守る取組を進めることが大切です。

区は区民生活に最も身近な政府として、また、行政というサービスを営む事業所の一つとして、「地球規模で考え、足元から行動する」を環境活動の起点として次の事項に取組み、他の自治体や区内事業所の模範となる「環境先進都市あらかわ」を目指してまいります。

一、 「区政は区民を幸せにするシステムである。」という区のドメインの下、区の組織一丸となって、環境政策を計画的、継続的に推進します。

一、 環境に関する全ての法令を遵守し、環境の保全に積極的に取組みます。

一、 区自らが事業者であることを自覚するとともに、区の活動が環境に与える影響を十分認識し、省エネルギー対策や資源の再利用・リサイクルなど、温室効果ガスの削減をはじめとする環境に配慮した活動を行います。

一、 区の施設に、再生可能エネルギーや省エネルギー機器、屋上の緑化など、環境に配慮した設備などを導入し、率先して環境負荷の軽減に努めます。

一、 具体的かつ実効性のある環境目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、環境マネジメントシステムの活用を通じて、環境配慮率先行動の改善を継続的にを行います。

一、 全職員が、環境方針及び実施成果を認識するとともに、主体的に環境配慮行動を実践します。

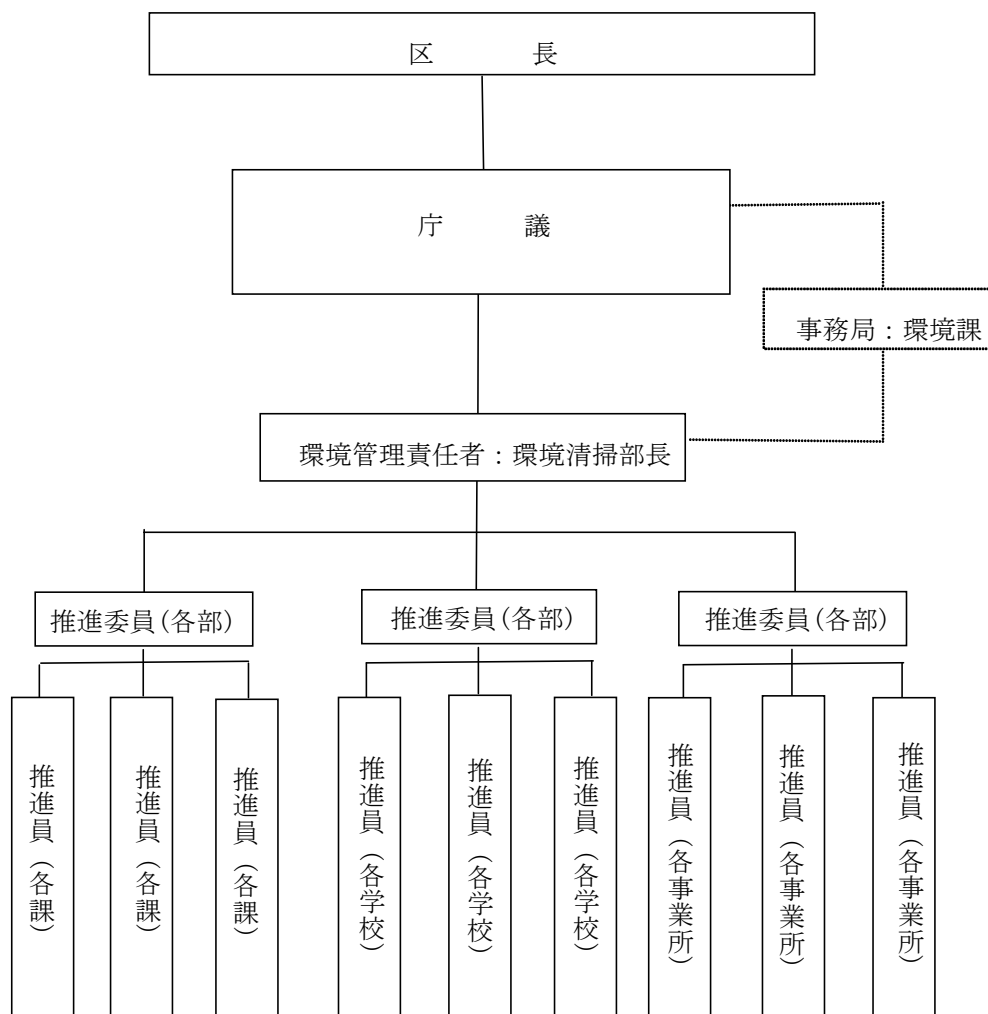
一、 区の環境に対する取組や実施成果を、区民、事業者等一般に公表し、区民、事業者、行政が一体となった環境政策を推進します。

平成 19 年 7 月 19 日（第 1 回荒川区環境先進都市推進本部会議）

3 推進体制

あらかわEMSの推進体制は以下のとおりとする。

【推進体制】



【役割】

区 長	・あらかわEMSの総括管理
庁 議	・あらかわEMSの取組み状況の確認 ・あらかわEMSの評価及び見直し
環境管理責任者	・あらかわEMSの確立、実施、維持に関する管理 ・環境経営マニュアルの策定、改訂 ・監査の実施、結果取り纏め、推進本部への報告 ・取組状況の公表
推進委員	・あらかわEMSの部内での推進と進行管理及び各推進員に対する指導、助言
推 進 員	・あらかわEMSの課（事業所）内での推進と進行管理
事 務 局	・環境管理責任者の事務全般の補佐

4 対象範囲

- (1) 対象業務：荒川区が行うすべての事務事業
- (2) 対象者：全職員
- (3) 対象施設：区が管理・運営するすべての施設

5 環境目標及び環境配慮の取組み

- (1) 環境目標
環境目標は、「荒川区役所エコアクティブプラン」第4章に定めるとおりとする。
- (2) 環境配慮の取組み
環境負荷低減のための取組みは、「荒川区役所エコアクティブプラン」第5章に定めるとおりとする。
- (3) 環境関連法規の遵守
事務事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、原則として1年に1回の頻度で情報の更新と遵守状況の確認を行う。

6 教育訓練の実施

荒川区は、あらかじめEMSの取組みを適切に実施するため、職員等に必要な教育訓練（推進員向け講習会等）を実施する。また、教育訓練の実施結果を記録に残す。

7 取組み状況の点検

- (1) 環境負荷の確認
環境負荷は、「区有施設のエネルギー使用量等集計・管理システム」（以下、「省エネ管理システム」という）を用いて確認する。
 - ① 各推進員は、自分が所属する組織の環境負荷について集計し、省エネ管理システムに入力する。
 - ② 事務局は、各推進員が入力したデータを取りまとめる。
- (2) 環境配慮の取組み状況の確認
環境配慮の取組み状況は、毎年1回の環境清掃部係長級職員等による内部監査にて確認する。
 - ① 監査チーム
監査チームは、環境管理責任者が編成するものとし、原則として環境清掃部係長職員（監査リーダー）と各部（局）から推薦された推進員の2人1組体制とする。
 - ② 監査方法
監査方法は、原則として現地確認及びヒアリングとする。監査日程、監査対象組織等の具体的な監査実施方法については、年度毎に監査実施計画書に定める。
 - ③ 監査実施計画書
監査実施計画書は、監査実施前に事務局が作成し、環境管理責任者の了承を得る。

8 取組み状況の報告及び評価

(1) 取組み状況の報告

事務局は、取組み状況の点検結果を取りまとめ、環境管理責任者の了承を得た上で、庁議へ報告する。

(2) 取組み状況の評価

庁議では、取組み状況の点検結果を確認し、評価及び見直しを行う。

9 環境コミュニケーションの実施

(1) 内部コミュニケーション

事務局は、庁内情報システム等を活用し、環境目標や環境配慮への取組方法、取組みの進捗等の情報を職員等に提供するとともに、職員等からの意見を受け付ける。

(2) 外部コミュニケーション

事務局は、環境活動レポートを定期的（原則として年1回）に作成し、庁議の了承を受けた上で、HP等で公表する。

10 あらかわEMSの進行管理

あらかわEMSは、以下のPDCAサイクルに沿って進行管理を行う。

